平成２２年（フ）第１１３６号
仙台市泉区南中山５丁目５番地の42
債務者　木村　聡美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
宮城県大崎市田尻北牧目字新田25番地１　田尻東新町住宅９号
債務者　千坂いつ子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
茨城県那珂市菅谷2566番地５　ハイツアメニティＡ棟203号、旧住所茨城県鹿嶋市大字武井480番地３
債務者　白戸　晴子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２７号
茨城県那珂市菅谷2566番地５　ハイツアメニティＡ棟203号、旧住所茨城県鹿嶋市大字武井480番地３
債務者　白戸　洋明
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３８号
茨城県笠間市稲田2291番地４
債務者　舘　　美絵
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４１号
茨城県水戸市河和田町133番地　県営桜川西第２テラスアパート１棟101号、旧住所茨城県行方市玉造甲6832番地１　石川住宅３号
債務者　田尻　智勇
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５０号
茨城県水戸市平須町３番地の36　カーサクレマツＦ棟102号
債務者　宇佐美文彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５７号
茨城県ひたちなか市大字稲田1311番地６　稲田住宅15号
債務者　高橋　政人
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６２号
茨城県ひたちなか市大字田彦1007番地の13
債務者　塚原　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６４号
茨城県常陸太田市小目町1802番地の１
債務者　大部　俊輔
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６５号
茨城県水戸市上水戸１丁目10番１棟302号
債務者　佐藤　光弘
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９３０号
兵庫県姫路市飾西585番地14
債務者　松原エリ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０１８号
広島市安佐南区中筋３丁目17―６、住民票上の住所広島市中区橋本町７番３―401号
債務者　山中はづき
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５７号
広島市西区井口３丁目６番28―301号
債務者　内藤　典子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９８号
広島市東区福田３丁目20番２号、住民票上の住所広島市南区東雲３丁目７番12―602号
債務者　山下　顕一
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１７号
広島県廿日市市阿品台４丁目９番12号
債務者　冨士井憲明
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２０号
広島市西区新庄町20番８―201号
債務者　坂根　　泉
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部